

調 書(決定)

事件の表示 平成18年(行ツ)第294号
平成18年(行ヒ)第346号
決 定 日 平成19年11月6日
裁 判 所 最高裁判所第三小法廷
当 事 者 等 当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成18年(行コ)第29号(平成18年8月30日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成19年11月6日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	ブライト証券労働組合
被上告人兼相手方	東京都労働委員会
同 参 加 人	ブライト証券株式会社
同 参 加 人	株式会社 実栄